

陳情第11号

長崎奉行所西役所等遺跡群の
調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 IV

(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

2019年(令和元年)9月6日 金曜日

長崎市議会議長 佐藤正洋 様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭



連絡先 携帯電話 [REDACTED]



1. 遺跡保存へのプリンシプル

米国セントルイス・ワシントン大学教授 ジョナサン・B・ロソス氏は、生物の進化について、短期的には収斂進化の現象より必然であり予測可能とするが、長期的な予測については否定的であり、自然界の複雑性により偶然であり予測は難しいと考える様です。

(『生命の歴史は繰り返すのか？[原題:Improbable Destinies]』ジョナサン・B・ロソス(的場知之訳、化学同人):2019年(令和元年)7月20日 土曜日 日本経済新聞 書評欄)

私達 当会は、生物の進化、変化が、短期的に存在の必然であり予測可能でも、長期的に、対象世界の複雑性により偶然であり予測不可能ならば

私達 人類の未来への変化、適応も、短期的に必然であり予測可能でも、長期的に偶然であり予測不可能と考え得る、と理解します。

私達 当会は、私達 人類の未来が、長期的に存在の必然でなく偶然であり予測不可能であるならば

私達 人類が、未来に於いて、私達 人類にとって、その存在上の、望ましい世界、社会、生活に到達するには、人類の放縦と未熟に任せず

私達 人類自身が、常に、慎重に、望ましい姿や方向感に向かって、判断と行為と修正と再認識を、私達の世界に於いて、広範囲に、蓄積するしか方法がない、と理解します。

私達 当会は、例えば、人類にとって、科学技術は手段の一つである為、その運営について、広範に関連する望ましい方向感への判断又行為が、上位概念として、より重要となる、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、自然と人工の中間領域に位置する特異な存在であり人類にとって、自然と人工がその存在上、現在を提示する処、遺跡は、その存在上、過去、即ち、時間の経過を提示し、特異な事象である、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、人類に関する事象のうち、唯一、再確認できる“事実”である、と理解します。

私達 当会は、遺跡が、自然と人工と並んで、私達 人類の、個体と社会の、望ましい姿例えば、創造と幸福、平和、に対して、自然、人工、遺跡の夫々の存在とその特異性、性格によって、夫々の有意な影響を与え、又、役割を担い得る、と理解します。

私達 当会は、遺跡の取扱いについての、本来の在り方は、認知、調査確認、現状保存、活用、整備、公開、継承である、と理解します。

私達 当会は、遺跡のあるところで、遺跡を保存して継承し、遺跡のないところで、現代の目的機能の為の建物や道路等の構造物を形成すること、を提案し要望しています。

即ち、人類の活動とその空間に於ける、遺跡の存在、並びに、現代の目的と機能の、共存と共栄です。

私達当会は、私達人類が、自然、人工、遺跡、並びに、私達人類から、最大限の享受を得られることを期待します。

私達当会は、上記のプリンシプルに則って、皆様に、遺跡の、遺跡としての、認知、調査、保存、活用、整備、公開、継承を提案し要望します。

(補足)

私達当会は、遺跡について、私達人類にとって、一般に、多く、経済市場とその取引の対象外であり、意識と知能、身体知又経験知又暗黙知(言葉で説明できない知識)と形式知(言葉で説明できる知識)などの認識に於いて、意識並びに身体知又経験知又暗黙知の領域に関係する、と理解する処、文字、数字、データによる思考と理解が拡張する現代社会では、遺跡に関する表現は取上げられることが少ないが、その存在は、人類の個体又その人格形成、並びに、人類の社会又その在り方、様式への影響は大きいと考え得る、と理解します。

私達当会は、遺跡又身近な遺跡の存在は、人類とその存在にとって重要な位置づけを為し得ると理解し、皆様に、遺跡の、遺跡としての、認知、調査、保存、活用、整備、公開、継承を提案し要望します。

私達当会は、遺跡について、一般に、人類の活動の痕跡と理解され、“土地の記憶”“空間の記憶”とも表現できる、と理解します。

私達当会は、遺跡について、一般に、痕跡、と表現し得る処より理解できるとおり、完全な状態や機能を附随して遺存することは稀である、と理解します。

私達当会は、遺跡について、その機能や状態が完全ではないことを前提とする概念である、と理解します。

私達当会は、遺跡について、個別の遺跡の存在上の個性は、完全であることより、むしろ、欠けていることから生まれる、と理解します。

私達当会は、個別の遺跡について、残存状態が良くないことを、当該遺跡の“価値”の順位に置換し、又、遺跡の破壊や撤去の根拠にすることを止め、それぞれの個別の遺跡の現状を、遺跡の存在上の個性として受容し、現状保存し、当該の現状を当該遺跡の存在上の個性として活かし、即ち、之を包含して、遺跡の遺跡としての活用を実現することを、提案し要望します。

II. 長崎地域の遺跡について

長崎の市街地でも、長崎市公会堂跡魚ノ町遺跡で弥生土器残欠が、長崎県庁舎跡長崎奉行所西役所等遺跡群で縄文土器残欠が確認されています。

長崎地域は、凡そ、1万年前以来の遺跡の地です。

私達 当会は、皆様に、長崎地域に於いて、遺跡について、慎重な遺跡の遺跡としての認知と確認と保存と活用と整備と公開と継承を、提案し要望します。

1. 私達 当会は、皆様に、長崎地域の以下の土地の範囲について、文化財保護法により「周知の埋蔵文化財包蔵地」に決定し、その他の保存の措置を講ずることを、提案し要望します。

(1)対象範囲の要件は以下の通りです。

①“先史時代/古代福田氏/中世肥前丹治比氏(戸町氏・永崎氏・大浦氏・矢上氏・時津氏・大串氏等)等遺跡群”関連地域

②“都市長崎遺跡”(長崎惣町八十町と関連機能地点)関連地域

③“浦上キリシタンの里構想”関連地域(浦上村山里庄屋懸り・三ツ山一帯)

④“長崎キリシタンの里構想”関連地域(長崎奉行支配:内町外町長崎惣町八十町
長崎代官支配:浦上村山里庄屋懸り-浦上村淵庄屋懸り-長崎村、大村領と佐賀領:
長崎半島・彼杵半島・諫早方面)、その旧観と旧跡

2. 私達 当会は、皆様に、当(1)の対象範囲の要件①②③④について、長崎県が策定する「大綱」に於いて、具体的な、遺跡の遺跡としての位置付け、認知、調査確認、現状保存、原状回復、活用、整備、公開、継承について、記載することを提案し要望します。

3. 私達 当会は、皆様に、当(1)の対象範囲の要件①②③④に関連して、『日本遺産』を取得し『世界遺産』に登録される措置を執ることを提案し要望します。

4. 私達 当会は、皆様に、当(1)の対象範囲の要件①②③④に関連して、「縄文から現代」「日本人と自然」を主題とする『日本博』に参加する(個人の作品である“art”、並びに、社会上のart“遺跡”その他の文化財、“土地の造形”、インフラツーリズムの可能性等、の合同を主題として)ことを提案し要望します。

5. 私達 当会が、皆様に、お知らせしている、遺跡としての“土地の造形”は、同時に、現代に継承され、私達の生活に活用されている、歴史的な人類の活動空間としてのインフラ(インフラストラクチャー: infrastructure: 下部構造、基盤)です。

私達 当会は、遺跡、又、人類の活動空間としてのインフラである“土地の造形”の現状保存と再建と継承を基盤とする、インフラツーリズムを提案し要望します。

主題は「歴史都市長崎のインフラ」です。

Ⅲ. 長崎奉行所西役所等遺跡群等について

1. 長崎奉行所西役所等遺跡群の位置付け

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群は、歴史的な経過により、人々に、その地が、長崎の現代社会に於いては長崎地域の人類の社会の活動の、長崎地域の遺跡群に於いては、先史時代、中世、近世の内町-惣町八十町-外郭機能拠点、近代の遺跡群の、地政上の中核-ハブ(hub)としての位置付けを認識されており、東アジアの遺跡群に於いては、古来、東アジア交易文化圏の海洋性内陸連絡拠点の一つであり、出島遺跡や養生所-精得館の分析窮理所遺跡と共に、日本の社会と歴史に於いては、日本開国と体系的な近代化及び近代西洋国民主権国民国家形成の始点、世界の社会と歴史に於いては、近代西洋国民主権国民国家システムの地球規模の拡散の契機、始点、端緒と理解します。

2. 長崎奉行所西役所等遺跡群等一帯への要望

(1) 私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群が遺跡であることより、第一義に且つ専ら、遺跡を遺跡として調査・保存・活用・継承し、当該の遺跡に、当該の歴史を証徴させること、を提案し要望します。

(2) 私達 当会は、皆様に、遺跡の発掘等調査に於いて、開発事業による遺跡の破壊を前提とした“記録保存”を目的とした調査ではなく、保存・活用を目的とした調査を行うことを提案し要望します。

(3) 私達 当会は、皆様に、遺跡について、第一義に且つ専ら、遺跡を遺跡として調査・保存・活用・継承し、当該の遺跡に、当該の歴史を証徴させる為に、遺跡地に於いて、現代の機能目的型の建造物を計画せず構築しないことを要望します。

(4) 私達 当会は、皆様に、当該の長崎奉行所西役所等遺跡群について、当該遺跡群に関係する歴史の推移が重層的で多様であることより、遺跡実態調査の上、特定の歴史を表現しない、遺跡と歴史の記念公園、即ち、現代の都市長崎に於ける空地(くうち: オープンスペース: open space)とすることを提案し要望します。

私達 当会は、旧長崎県庁舎解体が進行して、国道34号線を北から南へ望む、即ち、市庁舎方面より旧長崎県庁舎を望む、即ち、両側の高層建物群に視線を誘導された先の水平方向に青空を望む景観について、とても、清澄な印象を誘発する魅力的な景観であると理解します。

私達 当会は、長崎に於いて、さらに建物の中高層化が進み空が狭くなる状況下に、直線的な道路と両脇の高層建物により遠近法的に視線が誘導される先に水平に青空が望める景観は、長崎の丘の現状に特有の且つ地形を象徴する特異な景観であると理解します。

私達 当会は、当該の特徴的且つ特異な都市に於ける空地(くうち:オープンスペース、open space)の景観は、人類を引き付ける魅力を有すると理解し、この景観を継承し基層的に活用することを、皆様に、提案し要望します。

(5)私達 当会は、丘の下の、旧大波止、又、旧築地、について、漸次、遺跡としての認知、調査、現状保存、活用、整備、公開、継承を実施することを、提案し要望します。

私達 当会は、大波止遺跡について、遺跡保存、遺跡としての“土地の造形”の保存と再建を前提として踊馬場をも整備し、長崎くんち本来の「御旅所」として、恒久的に、活用できる、と理解します。

私達 当会は、築地遺跡について、大波止遺跡と共に、長崎奉行所西役所等遺跡と出島遺跡を連結し、或いは、一帯を包含する、遺跡広場区域(エリア:area)として、遺跡保存、遺跡としての“土地の造形”の保存と再建を前提の上、芝生又可能なら樹木植生等の緑地帯、小規模の迎賓館をも計画し(内外クラブとも連携)、海と空、道路からの長崎への来訪者を迎える、玄関口、ランドマーク、休息地、の一帯として、人の流れを自然に蓄積する長崎地域周遊のハブ(hub)区域(エリア:area)、その基層として活用することを、提案し要望します。

私達 当会は、戦前の写真に見ることができる、築町丘の下一帯の、美しい運河と海の、即ち、水辺の景観を再建することを、提案し要望します。

(5)私達 当会は、皆様に、国道34号線の西に隣接する、旧長崎県警本部-日本生命ビル跡(万才町4番)について、遺跡実態調査の上、長崎奉行所西役所等遺跡に由来のあるイエズス会又は托鉢修道会等による「記念聖堂」と併設する「歴史研究資料館」の設置を提案し要望します。

(6)私達 当会は、皆様に、国道34号線の東に隣接する、長崎家庭裁判所・長崎簡易裁判所(万才町6番南部:大村町高島秋帆本邸遺跡)一帯について、漸次、遺跡実態調査の上、「大村町高島秋帆本邸遺跡公園」又敷地の一角に「古代中世永埼記念館」「高島秋帆記念館」「近代医学歴史資料館」等を提案し要望します。

(7)私達 当会は、また、皆様に、「近代医学歴史資料館」について、小島の佐古の“養生所/(長崎)医学校等遺跡”に明治15年頃に竣工した甲種長崎医学校に由来する(新)講堂を再建のうえ之を供用する可能性を提案し要望します。

(添付の『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XⅢ(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 2019年(令和元年)9月6日 金曜日 長崎市議会議長 佐藤正洋様 養生所を考える会代表 池知和恭』をご参照下さい)

(8) 私達 当会は、皆様に、当該の長崎奉行所西役所等遺跡について、より消極的な提案として、当該遺跡群の現在の地上遺跡である文化財保護法上の「記念物」「有形文化財」「伝統的建造物群」等としてその様式が江戸中期から後期が中心と考え得る処より、同じ様式を有する“長崎奉行所西役所”建物を、発掘等調査の成果及び古図や古写真等遺跡の補完資料により伝統的な材料と工法を以って再建し、市民活動並びに長崎への来訪者の応接への利用を以って活用とすることを提案し要望します。

(9) 『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”－日本遺産・世界遺産へ向けて』について 2019年(平成31年)1月20日 日曜日より、私達 当会は、皆様に、長崎市を中心市街域について、遺跡でもある旧市街域、行政経済機能の新市街域(浦上川河口東岸域)、抽象文化活動拠点としての長崎水辺の森一帯、とそれぞれの地域の土地利用の履歴の性格の性格の継承及び地域の特色とその関係性を考察し、ゾーン(zone)型の都市を構想する[長崎歴史文化都市構想－創造環境の共有(share)－]を、又、北部で浦上茂里町地区を想定する[長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想]を、南部で柳埠頭一帯を想定する[長崎国際第二中華街構想]を、之を総合する『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”－日本遺産・世界遺産へ向けて』を提案し、要望し、『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 II (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等) 2019年(平成31年)2月27日 水曜日 長崎県議会議長 溝口芙美雄 様/長崎市議会議長 五輪清隆 様』で紹介いたしました。併せてご高覧いただけますよう、お願い申し上げます。

私達 当会は、皆様に、当該の長崎奉行所西役所等遺跡群の保存と活用と継承と一体として相乗効果を創造することを念頭に、『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”－日本遺産・世界遺産へ向けて』を提案し要望しています。

私達 当会は、皆様に、『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”－日本遺産・世界遺産へ向けて』を実現することを提案し要望します。

(10) 私達 当会は、皆様に、遺跡や歴史の説明は、既存の、又は、私達 当会が、「長崎国際歴史文化都市構想」に於いて提案し要望する博物館等にて、その他の現代の利便や機能は、近隣の民間事業により供給することを提案し要望します。

(11) 私達 当会は、皆様に、旧長崎警察署の保存と活用について、現状保存し、調査により原状をも念頭に整備し、例えば、警察歴史博物館として活用し、近隣の複数の刑務所の遺跡と歴史と情報連携を展開することに可能性がある、と理解します。

(12) 国道34号線長崎の丘南部一帯での日曜日祝祭日の歩行者天国実施の提案

国道34号線については、近代に於いては、歩行者が中心の道路であったと想定出来ますが、現代に於いては、道路拡幅して自動車通行が中心となりました。

しかしながら、日曜日祝祭日には昼間でも、自動車、歩行者の利用ともに僅少です。

私達 当会は、国道34号線の旧長崎県庁舎付近長崎の丘南部一帯について、日祝祭日に、之を歩行者天国として、バス路線を臨時に変更し、催事等に開放し、長崎市街のにぎわいの創出に資することを提案し要望します。

(13)私達当会は、長崎の岬の丘を中心とする一帯が、歴史を背景とした、遺跡と緑と空と水の憩いの空間として、長崎に暮らす人々、又、長崎を旅する人々を集め、結果として、長崎地域のランドマーク、世界に於ける日本地域へのランドマーク、アイコンとなることを、期待します。

柳の並木はかつてどこにあったのでしょうか？ 次の時代、世代へ向けて、戦前をも倣い、戦後復興をも超える、美しく、情緒豊かな光景を、皆で、創出してはどうでしょうか？

IV. その他

1. 私達当会は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、長崎県が策定を検討する「大綱」に於いて、具体的な、遺跡の遺跡としての位置付け、認知、調査確認、現状保存、原状回復、活用、整備、公開、継承について、記載することを提案し要望します。

2. 私達当会は、当会より、過去に、皆様に申し入れた事項、並びに、皆様との“見解の相違”に係る事項、並びに、当該の陳情の詳細に係る事項について、継続的定期的な対話を提案し要望します。

3. 私達当会は、2019年(令和元年)7月1日月曜日に長崎市長を筆頭の名宛人として長崎市秘書課に「養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 VII」「長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書 III」の二件の要望書を提出した後、2019年(令和元年)7月4日水曜日以降、当該要望書、並びに、過去の複数の長崎市長を筆頭の名宛人とする弊会よりの要望書について、長崎市文化観光部文化財課より、当該要望書に弊会が関係者として名宛人として併記した長崎市文化財審議会長に、送達又情報共有されていない事がわかりました。

(1)私達当会は、長崎市の理事者の皆様に、本件につき、以下の通り要望します。

①私達当会は、長崎市長並びに弊会が関係者として記す名宛人が、送達又はその他の手段により情報共有することを要望します。

②私達当会は、過去に、長崎市長を筆頭の名宛人として長崎市に提出した要望書のうち、弊会が関係者として名宛人に併記する長崎市文化財審議会長に送達又情報共有されていない複数の当該の要望書について、速やかに長崎市文化財審議会長に送達又はその他の手段により情報共有することを要望します。

(2)私達当会は、本件につき、長崎市文化観光部文化財課に当該の要望を行った後、2019年(令和元年)7月9日月曜日以降、長崎市秘書広報部広報広聴課に連絡し当該の要望をお伝えしておりますので、長崎市の理事者の皆様におかれましては、長崎市秘書広報部広報広聴課様に御解答御説明いただけますようお願い申し上げます。

V. 添付資料

私達 当会は、次に掲げる添付資料を、本陳情書の第二章として提示します。どうぞ、御一読下さいますようお願い申し上げます。

1. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡中核区域北部一帯遺跡の取扱い(調査・保存・保護・整備・公開・継承)に関する提案と要望』

2019年(令和元年)7月9日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

2. 『産炭地等における環境汚染等に関する要望書について』

2019年(令和元年)8月5日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

附:『産炭地等における環境汚染等に関する要望書』

2019年(令和元年)8月5日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

3. 『遺跡について』 - 養生所/(長崎)医学校等遺跡 並びに 長崎奉行所西役所等遺跡群の保存と活用より -

2019年(令和元年)9月6日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

4. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XⅢ (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 2019年(令和元年)9月6日 金曜日 長崎市議会議長 佐藤正洋様 陳情人 養生所を考える会 代表 池知和恭』

2019年(令和元年)9月6日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上